

熊本市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する実施要領

制定	平成17年	7月	4日	告示第316号
改正	平成19年	4月25日	告示第228号	
	平成20年	8月	8日	告示第431号
	平成21年	8月28日	告示第532号	
	平成22年	3月23日	告示第142号	
	平成22年10月	8日	契約検査室次長決裁	
	平成23年	3月30日	総務局長決裁	
	平成23年	6月28日	契約検査室次長決裁	
	平成24年	4月	1日	公告第295号
	平成24年	8月28日	契約検査総室副室長決裁	
	平成28年	3月28日	総務局長決裁	

第1 趣旨

この要領は、熊本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関する情報の公表について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）の規定を実施するため、法第15条第1項に基づく指針（以下「適正化指針」という。）の趣旨を踏まえ、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 発注の見通しに関する事項の公表

法第7条及び令第5条に規定する発注の見通しに関する事項の公表については、次のとおりとする。

1 公表の対象

公表の対象となる建設工事等は、当該年度に熊本市が発注する予定である建設工事等のうち、予定価格が250万円を超えると見込まれるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって秘密にする必要があるもの及び公表の時点で工事内容の確定ができないものを除く。

2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の名称
- (2) 建設工事等の履行場所
- (3) 工期又は履行期間
- (4) 建設工事等の概要
- (5) 建設工事等の発注時期
- (6) 建設工事等の種別
- (7) 入札方式
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

3 公表の時期及び期間

- (1) 公表は、新年度における当初予算の成立後速やかに行うものとする。
- (2) 公表した事項は、当該年度の10月1日以降速やかに見直しを行うほか、変更（軽微なものを除く。）があったときは随時修正を行う。
- (3) 公表の期間は、(1)による公表開始の日から当該年度の3月31日までとする。

4 公表に関する留意事項

公表した事項は、公表時点での予定であり、公表後に変更、追加又は削除することがある旨を公表の際に明らかにするものとする。

第3 有資格業者名簿の公表

令第7条第1項に規定する入札に参加する資格を有する者の名簿の公表については、次のとおりとする。

1 公表対象

公表の対象となる業者は、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づく競争入札参加資格審査申請書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者とする。

2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 有資格業者の商号又は名称
- (2) 有資格業者の住所及び電話番号
- (3) 有資格業者の代表者氏名
- (4) 競争入札参加資格申請に係る業種
- (5) 規則第6条の規定に基づき等級に区分する業種にあつては、その等級

3 公表の時期及び期間

- (1) 公表は、規則第6条の規定に基づく格付けの決定後速やかに行うものとする。
- (2) 公表の期間は、規則第11条の規定に基づく資格の有効期間内とする。

第4 入札及び契約の過程に関する事項の公表

法第8条第1号及び令第7条第2項第1号から第8号までに規定する入札及び契約の過程に関する事項の公表については、次のとおりとする。

1 公表対象

公表の対象は、熊本市が発注する建設工事等の一般競争入札における競争入札参加資格確認状況、指名状況及び入札結果とする。

2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。ただし、(7)については、同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められるものを除く。

- (1) 入札執行の日時（熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準の4-2に規定する電子入札案件（以下単に「電子入札案件」という。）にあつては、開札の日時）
- (2) 入札執行の場所（電子入札案件にあつては、開札の場所。ただし、指名競争入札による場合を除く。）
- (3) 建設工事等の名称
- (4) 建設工事等の履行場所
- (5) 予定工期又は履行期間
- (6) 建設工事等の概要
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）
- (8) 一般競争入札による場合
 - ア 競争参加資格
 - イ 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
 - ウ 競争参加資格の有無に関する審査結果
 - エ 競争参加資格がないとした者については、その理由
- (9) 指名競争入札による場合、指名した者の商号又は名称
- (10) 入札者の商号又は名称
- (11) 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）
- (12) 落札者の商号又は名称
- (13) 落札金額
- (14) 入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項の規定により低入札価格調査制度の対象とする場合
 - ア 調査基準価格
 - イ 失格基準価格
 - ウ 低入札価格調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。）
- (15) 入札において、自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定する場合
 - ア 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）
 - イ 最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (16) 入札において、自治令第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う場合
 - ア 当該総合評価一般競争入札を行った理由
 - イ 自治令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準
 - ウ 自治令第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定した理由

3 公表の時期及び期間

(1) 一般競争入札に付する場合の公表の時期

ア 2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)ア及び(16)イに掲げる事項は、公告を行ったときに公表するものとする。

イ 2の(8)イ、(8)ウ、(8)エ、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)ア及び(16)ウに掲げる事項は、入札終了後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争入札に付する場合の公表の時期

ア 2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(9)に掲げる事項は、指名通知を行った後速やかに公表するものとする。

イ 2の(6)、(10)、(11)、(12)、(13)及び(15)に掲げる事項は、入札終了後速やかに公表するものとする。

(3) 公表の期間

公表の期間は、少なくとも、(1)及び(2)の規定により公表した日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

第5 契約の内容に関する事項の公表

法第8条第2号並びに令第7条第2項第9号及び第10号に定める契約の内容に関する事項の公表については、次のとおりとする。

1 公表対象

公表の対象は、予定価格が250万円以上の建設工事及び予定価格が100万円以上の建設工事に係る業務委託並びに当該建設工事等に付随する建設工事等とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって秘密にする必要があるものを除く。

2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。ただし、(11)の予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められるものを除く。

- (1) 建設工事等の名称
- (2) 建設工事等の履行場所
- (3) 建設工事等の種別
- (4) 監督課(かい)の名称
- (5) 建設工事等の概要
- (6) 契約金額
- (7) 契約締結日
- (8) 工期又は履行期間
- (9) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (10) 指名競争入札に付した場合にあっては、指名業者を選定した理由
- (11) 随意契約による場合にあっては、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)及び契約の相手方を選定した理由
- (12) 契約の変更をしたときは、変更の内容及び理由

3 公表の時期及び期間

(1) 公表は、契約(2の(12)に掲げる事項は、変更契約)締結後速やかに行うものとする。

(2) 公表の期間は、少なくとも、(1)の規定により公表した日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

第6 指名停止に関する事項の公表

適正化指針の趣旨を踏まえて熊本市が行った指名停止に関する事項の公表については、次のとおりとする。

1 公表対象

公表の対象は、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第108号。以下「指名停止要綱」という。)第2条第1項に規定する指名停止措置状況とする。

2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指名停止を受けた者の商号又は名称
- (2) 指名停止の期間
- (3) 事実の概要

(4) 指名停止の理由

3 公表の時期及び期間

- (1) 公表は、指名停止要綱に基づく指名停止措置の決定後速やかに行うものとする。
- (2) 公表の期間は、指名停止措置要綱に基づく指名停止の期間の終期までとする。

第7 公表の方法等

- 1 第2から第5までに掲げる事項の公表は、総務局契約監理部工事契約課内に設ける閲覧場所において簿冊を閲覧に供する方法及び熊本市電子入札システムホームページの入札情報公開サービスへの掲載によりインターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。ただし、第4の2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)ア、(8)エ、(9)、第5及び第6については、熊本市電子入札システムホームページの入札情報公開サービスへの掲載によりインターネットを利用して閲覧に供する方法のみによるものとする。
- 2 簿冊の閲覧をしようとする者は、係員の承諾を得て閲覧するものとする。
- 3 簿冊を閲覧に供する日時は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する熊本市の休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。
- 4 この要領のいずれの規定も、第2から第6までに掲げる事項につき市政情報プラザにおいて情報提供を行うことを妨げない。

附 則

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 熊本市工事競争入札参加者の資格審査結果の公表に関する要綱（平成6年7月1日制定）、年間発注予定工事の公表に関する実施要領（平成10年4月1日制定）、熊本市建設工事等に係る入札結果等の公表に関する実施要領（平成11年1月1日制定）及び熊本市建設工事等に係る契約内容の公表に関する実施要領（平成15年12月1日制定）は、廃止する。
（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）
- 3 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約の公表については、なお従前の例による。
- 4 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「規則」という。）附則第4項及び第6項に基づき本市の有資格業者とみなされた者に係る規則第6条の規定に基づく平成21年度の格付けについては、第3の規定を適用しないものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に入札の公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするもの、随意契約にあっては同日以後に見積書の提出を依頼するものについて適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。